

令和2年度

事業計画

社会福祉法人

大山町社会福祉協議会

令和2年度大山町社会福祉協議会事業計画

I 活動方針

急激な高齢化の陰で、少子化、非正規労働、非婚などがすすみ、社会保障を支える土台が先細りする中、その結果孤立や生活困窮といった課題が浮上してきています。

このような状況下にあつて、住民主体のまちづくりを念頭に社会福祉協議会が地域福祉の推進主体としての役割が一層求められています。

今年度は、これまで少しずつ進めてきた調査活動や地域座談会などから明らかとなった住民のニーズに対応すべく生活支援コーディネーターを配置し、地域住民とともに課題解決に向け実践的な取り組みをすすめていきます。

また、近年、全国的に頻発する自然災害の対応のためにも、社協が立ち上げる災害ボランティアセンターの実動訓練の実施や災害時における支え愛地域づくり推進事業による「支え愛マップ」の普及など、地域の支えあいの仕組みづくりに向けた取り組みを一層進めます。

介護サービス事業については、毎年のように繰り返される制度改正等による介護報酬の減収や業務量の増大など法人にとってますます負担が増える一方であり、現在の介護保険制度の下で介護サービスを展開していくには非常に厳しい時代を迎えています。

今後の制度改正の動向を捉えながら将来にわたり社協が実施する介護サービス事業についての方針を打ち出し、計画的な事業実施と健全経営に努めます。

また、地域福祉部門と介護部門が部署横断の連携を図り、社協としての総合力を発揮し、地域における生活困窮や介護に関する課題解決に向けた新たなサービスの開発に向けた取り組みを進めます。

あわせて、関係機関や他法人との協働による地域連携による総合支援体制の整備を進めます。

また、行政計画である地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画に基づき、これまで以上に行政機関との連携を密にし、町内の地域福祉を推進するための車の両輪として行政とのパートナーシップの再構築を図ります。

社会福祉協議会は、従来のように介護事業による収益を財源に地域福祉事業の充実を図っていくことは大変困難な時代を迎えています。

大きな過渡期となる今年度は重点的に組織体制、運営基盤の強化に努めるとともに住民に必要とされる社協をめざし、福祉・行政・関係機関との連携・協働により誰もが住みよい福祉のまちづくりの実現に向け、役職員が一丸となって取り組みます。

II 事業展開の柱

1. 地域福祉活動の推進

誰もが安心して生活できる「地域共生社会」の実現を目指し生活支援コーディネーターの配置を行い、中立的な立場で自治会や地域自主組織と連携し、特性に応じた住民福祉活動の推進に努めます。また、社会福祉法人の中核として、他法人と連携・協働した公益的事業に取り組みます。

2. ボランティア活動の充実強化

「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿って関係機関等と連携した実働訓練を継続的に実施し、災害に対応できる体制の整備に努めます。また、ボランティアグループの立ち上げの支援や、ボランティア連絡協議会との連携による事業や企業等の社会貢献の場の提供を行いボランティア活動の推進に努め、実践活動につなげていきます。

3. 生活困窮者自立支援事業の推進

複合的な困難ケースが増加し、支援が長期化しているケースが増えています。「自立相談窓口」、「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」を組み合わせながら効果的な支援を実施し、ニーズに対応した事業展開を図ります。また、個別訪問・日常生活自立支援事業等の事業と連携しアウトリーチによりニーズキャッチや行政・学校・福祉施設等との連携を強化し支援対象者の早期発見・早期対応に努めます。

4. 介護保険事業・障がい福祉サービス事業の推進

介護保険事業とあわせ介護予防事業・日常生活総合事業の充実強化とともに、事業の健全経営に向け、効率的で質の高いサービス提供に努めます。また、地域密着型通所介護事業を実施し、利用者のきめ細やかなサービスの提供に努めます。障がい福祉サービス事業については、特定相談支援事業等を実施し、障がい（児）者の地域生活支援の充実を図ります。

5. 法人の健全経営に向けた財政基盤の強化

総務・財務担当理事会及び事業運営担当理事会の充実を図りながら、地域福祉推進事業の事業評価や新たな福祉ニーズに対応した福祉事業の開発等について検討・協議を進めます。また、今後の社協の介護サービス事業について担当理事会等で示された方針のもと、短期・中期的な介護事業計画を策定し安定的な経営をめざします。

Ⅲ 事業実施計画

法人運営・地域福祉事業

1. 社会福祉協議会組織の運営

社会福祉協議会の事業運営・財政基盤の強化に努めるとともに法人の健全な組織運営に努めます。

(1) 会議の開催

- ① 理事会 年6回
- ② 評議員会 年4回（定時評議員会6月開催）
- ③ 監査会 年2回
- ④ 担当理事会の開催
 - ・総務・財務担当理事会 3回
 - ・事業運営担当理事会 3回
 - ・その他、法人経営等に関する役員会 随時
- ⑤ 役員研修、役員セミナー等の参加・実施

(2) 法令遵守・危機管理体制の徹底

- ① 法人会計例月検査（月次試算表の作成）毎月1回
- ② 金庫内部検査 月1回
- ③ 事故報告・苦情対応 随時

(3) 労務・衛生管理・研修等の開催

- ① 管理職会の開催 毎月1回
- ② 部署主任会議の開催 毎月1回
- ③ 部署会議・連絡会
 - ・福祉総務部会 月1回
 - ・介護課連絡会 月1回
 - ・各部署ミーティング・連絡会 随時
- ④ 安全衛生管理等
 - ・衛生委員会の開催 年5回
 - ・職員定期健診の実施
 - ・ストレスチェックの実施
 - ・職員健康指導会の開催

- ⑤ 職員研修の実施
 - ・ 接遇向上研修
 - ・ 交通安全研修
 - ・ 人権・同和問題研修
 - ・ コンプライアンス研修
 - ・ 介護技術向上等に向けた研修 他

(4) 地域における公益的な取組み（えんくるり事業）の推進

民間社会福祉法人・施設等との連携強化を図りながら単独の支援で解決できない生活上の課題や既存の制度の対象とならない生計困難者等への支援事業「えんくるり事業」を実施します。

また、社会福祉協議会が中心となり、地域に求められる仕組みづくりやサービスの開発に努めます。

- ① 総合・支援機能の強化（相談員の設置）
- ② 法人・施設連絡会の開催 等

2. さわやか福祉基金事業の推進

(1) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用を促進し、集落内の見守りが必要とされる高齢者世帯等の要援護者に対し、地域住民による安否確認、見守り活動など福祉問題の早期発見や災害等の緊急時の支援体制づくりのための小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

(2) 福祉推進員活動の充実

地域の実情に即した要援護者等の見守り活動や福祉活動の担い手として福祉推進の定着と活動の充実を図ります。また、地域福祉に関する情報の提供、共有化を図る上で内部研修の実施、外部研修の参加を促進し、福祉のまちづくりの推進役としての活動の充実を図ります。

- ① 地域福祉推進研修会の開催（年2回）
- ② 民生児童委員との情報共有・交流の場づくり
- ③ 社協から福祉推進員への情報提供、外部研修の参加促進 等

(3) 地域見守り事業（給食サービス事業）

一人暮らしの高齢者等を対象に、地域住民による見守り・安否確認を行う。

また、ボランティアによる調理によるバランスの取れた食事の提供も併せて行

います。

- ① 地域見守り事業（配食型給食）（毎週水曜日・昼食時）
- ② 地域見守り事業（会食型給食）（随時）

3. 生活支援体制整備事業の推進

（1）地域福祉に関する課題解決の支援・推進

地域福祉活動の総合的な推進を図るため生活支援コーディネーターを配置し、調査活動により地域の福祉課題の現状把握に努めるとともに問題の共有化を図るための組織体制（協議体）の構築を推進します。

- ① 一人暮らし高齢者等、要援護者等の訪問調査
- ② 要支援者台帳（カルテ）の整備
- ③ 生活支援コーディネーターの配置

（2）地域福祉座談会の開催

集落座談会を開催し、日頃の見守り活動等地域の「支え合い」の仕組みづくりや「支え愛マップ」の体験を通して、地域の「福祉力」の気運を高め、災害時にも対応できる地域づくりを推進します。

通年：30集落

4. 地域における公益的な取組み（えんくるり事業）の推進

民間社会福祉法人・施設等との連携強化を図りながら単独の支援で解決できない生活上の課題や既存の制度の対象とならない生計困難者等への支援事業「えんくるり事業」を実施します。

また、社会福祉協議会が中心となり、地域に求められる仕組みづくりやサービスの開発に努めます。

- ① 総合・支援機能の強化（相談員の設置）
- ② 法人・施設連絡会の開催 等

5. 広報・啓発活動の充実

社協が展開する地域福祉活動の様子や介護、ボランティア活動に関する情報提供、地域福祉活動を推進していく上で住民等の意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。

- ① ホームページの充実
- ② 広報紙「ほほえみ」の発行（年6回）
- ③ 社協活動のパンフレットの発行 等

6. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの充実強化

支援を必要としている方への適切で効率的なボランティア派遣や、個々のボランティアの活動の進展に向けた情報交換の拠点、活動支援の中核組織としてのボランティアセンターの基盤強化を図っていきます。

- ボランティア連絡協議会の運営・充実
- ボランティアコーディネーターの育成

(2) ボランティア活動の啓発及び育成の促進

ボランティアが誰でもできる身近な活動として理解を深めてもらうための啓発活動や基礎研修から団塊の世代を対象とした研修・交流会等の開催、住民が参加しやすいプログラムの提案や開発に努めます。また、地域のニーズにあった支え合いの仕組み（ささえあいたい）を推進し、活動の充実を図ります。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア活動の啓発・条件整備
 - ア、ボランティア活動情報の提供（広報紙・パンフレットの作成）
 - イ、ボランティア保険加入促進
- ボランティア育成・研修事業
 - ア、手話教室
 - イ、男の料理塾（団塊世代等を対象）
 - ウ、災害ボランティア研修
 - エ、障がい（児）者の社会参加サポートボランティアの育成
 - オ、ボランティア交流会の開催
 - カ、その他、各種研修会（県社協主催等）の参加促進

(3) 災害時に対応するボランティア活動の支援

自然災害等の発生時に備え、関係機関・団体等の連携・協力により、災害ボランティア活動の支援体制に向けた取り組みを進めます。

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく訓練の実施
- 災害ボランティアセンター運営委員会の開催

(4) 障がい（児）者の社会参加のための支援

手をつなぐ育成会など町内の障がい者団体等の社会参加をサポートするためのボランティア派遣や活動のためのボランティア養成の支援を行います。

- 障がい（児）者団体・保護者会への支援 等

(5) 福祉教育の推進

学校関係者等との連携、調整を図り、地域における福祉に関するプログラムの提供、開発を進めます。児童、生徒に学習機会を提供し、地域福祉やボランティアへの関心と理解促進のための各種事業を展開し、福祉教育の推進を図ります。

- 福祉教育推進校への活動助成、支援
- 福祉教育推進校連絡会の開催
- サマースクール（夏休み福祉体験）の開催
- 春休みチャレンジスクールの開催
- 車いす体験・高齢者擬似体験等、体験講座の開催

(6) 子育て支援の推進

子育てを地域ぐるみで取り組む気運を高め、子育て中の親や家族の要望等を受け止め、子育て支援のための事業を推進していきます。また、町内の子育てサークル等連携し、子育てに関するニーズを受け止め、活動の支援を行います。

(7) 福祉大会・ボランティアフェスティバルの開催

幅広い年齢層の方々を対象にボランティアや地域福祉への理解を深めてもらうことを目的に、多年にわたり社会福祉の発展に功労があった方々の表彰や講演会などの内容で、福祉大会・ボランティアフェスティバルを開催します。

- 社会福祉協議会長表彰
- 記念講演会
- 共同募金、ボランティア活動コーナー
- 福祉の店、各種バザー 他

7. ふれあいのまちづくり事業の推進

(1) 相談所の開設

① 心配ごと相談の開設

生活支援の観点から日常の心配ごと、困りごと、福祉に関する問題等、地域住民の身近な相談所として開設し、専門機関等と連携し解決に繋がります。

開設日：毎月第2水曜日 午前9時30分～12時

相談員：民生児童委員

場 所：名和支所

② 法律相談の開設

専門性の高い相談ごとについて、弁護士による相談所を開設します。

開設日：毎月第4水曜日 午前9時30分～11時30分
相談員：弁護士
場 所：名和支所

③ 心の健康相談の開設

ストレスによる心身の不調、職場や家庭内で起こっている心の問題等についての相談に応じます。

開催月：5月、7月、9月、1月、3月（年5回）

(2) 民生児童委員協議会等関係機関との連携強化

地域福祉を推進していくための共通理解を図る上で連絡会、研修会を開催し民生児童委員や保健推進員等、関係機関との連携強化に努めます。

8. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）※県社協受託事業

日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携し福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、独自の内部審査会を設置し、利用者に寄り添った支援を行います。

9. 生活福祉資金貸付事業 ※県社協受託事業

鳥取県社会福祉協議会が行なう生活福祉資金貸付の受付を行い、低所得世帯等を対象に、民生児童委員を通じ自立した生活にむけた支援を行い、生活の安定と生活意欲の向上に繋げていきます。

10. 共同募金配分金事業の推進

地域福祉活動、ボランティア活動支援のための民間資金として赤い羽根共同募金運動を展開し、募金の目的や方法の周知により、配分方法の透明性の確保と幅広い分野での効果的な運用に努めます。

① 募金活動の推進（共同募金委員会）

○赤い羽根共同募金活動（募金運動期間10月1日～）

○歳末たすけあい募金活動（募金運動期間10月1日～）

② 共同募金配分金活用助成事業（共同募金委員会）

集落やグループ等が自ら企画した地域福祉を推進するための活動に対し助成支援を行い、地域の福祉推進力の向上を図ります。

③ 歳末たすけあい募金活用事業

○外出支援タクシー券配布事業（通年）

一人暮らし高齢者等で車の運転ができないなど交通手段の確保が困難な世帯に対し、買い物、通院等の支援を行います。

○布団クリーニング事業

1 1. **生きがい活動支援地域型事業の推進**(ふれあい・いきいきサロン活動)

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや認知症、寝たきりなどの予防のためにも、気軽に集える集落の公民館などで健康体操や会食、レクリエーションなどを行ない、社会参加と生活意欲を高めていくための活動を推進していきます。

また、活動の主体となる地域のリーダーを育成し、地域の福祉力向上につなげていきます。

① ふれあい・いきいきサロン活動の普及促進

② ふれあい・いきいきサロン世話人の育成と自主運営の促進

・ふれあいいきいきサロン世話人研修会の開催

1 2. **家族介護者交流事業** ※町受託事業

要介護度3以上の重度の要介護者を在宅で介護されている家族介護者を対象に、交流や研修を兼ねた日帰り旅行等を実施し、日ごろの介護疲れの解消と心身のリフレッシュを図ります。

1 3. **家族介護教室の開催** ※町受託事業

在宅で介護されている家族を中心に、介護に関する知識や技術の習得、介護者の健康づくりなどを目的に開催します。

1 4. **外出支援サービス事業** ※町受託事業

要介護状態の高齢者や障がい者で、一般公共交通機関を利用することが困難な方などを対象に、通院のための送迎サービスを実施します。

1 5. **葬儀用祭壇の貸出**

仏式・神式の葬儀用祭壇の貸出しを行います。（各支所にて対応）

※会葬礼状の斡旋

1 6. **福祉バスの運行** ※町補助事業

中山支所で福祉バスを保有し、地域福祉・ボランティア活動等に運行します。

17. 福祉センターの運営管理 ※町指定管理者制度

町から指定管理者の指定を受け、保健福祉センターだいせん、福祉センターなかやまの運営管理を行います。

18. 福祉団体の活動支援と連携

長年の経験や技術を生かした社会活動や生活意欲を高めるための活動など、元気な高齢者の育成と自主的、自発的な組織運営にむけた老人クラブ活動の支援を行うとともに、地域ネットワーク活動の担い手としての促進を図ります。また、障がい(児)者団体の自主的な活動にむけた支援を行います。

- ① 大山町老人クラブ連合会および各支部の事務と活動支援
- ② 老人クラブの友愛活動と連携した小地域見守り活動の推進
- ③ 大山町身体障がい者福祉協会の事務と活動支援
- ④ 大山町手をつなぐ育成会の事務と活動支援

19. 福祉サービス利用の援助、苦情処理等の体制整備

福祉サービスを必要とされる方やその家族の実態把握とともに、ニーズに即した福祉サービスの提供に繋げていくための援助活動を行います。また、提供する福祉サービスに関する苦情等に速やかに対応するためにも、苦情を密室化することなく、苦情処理第三者委員会等を通じて、信頼性の確保に努めます。

生活困窮者自立支援事業

1. 自立相談支援事業

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談窓口を設置し各関係機関と連携した対応に努めます。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら解決に向けた支援を行います。任意事業である就労準備支援事業、子どもの学習支援事業、家計相談支援事業を活用しながら早期の支援に努めます。

2. 就労準備支援事業

ひきこもり、疾病、障がい等により早期の就労が困難な方に対し、居場所や就労体験の場を提供し、自立を意識し段階的支援に取り組めます。

また、地域の事業所等とも連携し体験場所の充実に努めます。

○さくらカフェ（居場所・就労体験）の開催

会場：保健福祉センターなわ 週1回開催

○さくらカフェプラス（就労体験）の開催

会場：保健福祉センターなわ 月2回開催

○就労体験（関係事業所体験）の実施

3. 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へつなぎ、早期の生活再建をめざします。

4. 子どもの学習支援事業

様々な家庭環境により学習習慣が身につけていない児童生徒等を対象に、子供たち一人ひとりの状況を配慮した「個別支援型の学習支援」と行事等盛り込んだ集団型の支援に取り組めます。学校・行政・家庭と連携を密にし「負の連鎖」を防止するためにも、学習や日常的な生活習慣・居場所として寄り添った支援に努めます。

1. 居宅介護支援事業

利用者やその家族が、自分らしく生活を続けていくことができるように、自立支援・重度化防止を念頭に置いたケアプランを作成します。また、公正中立な立場で多様な事業者から効果的にサービスが提供されるよう本人の状態把握に努め、住み慣れた地域の中で生活できるようサポートしていきます。

医療・介護の役割分担を念頭に中重度の要介護者や支援困難なケースへの対応等、地域包括支援センター等と他職種協働を実践していきます。

実習生の受入れ等、人材育成や他法人との連絡会等の実施、各研修会への参加を促進し、専門職としての資質の向上を図ります。

2. 訪問介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた家で、安心・安全な生活の継続できるよう「生活の質の向上」「自立支援」を基本的な目的とし、身体介護・生活援助等の質の高い介護サービスの提供に努めます。

また、関係機関との連携を図り、迅速で的確なサービス提供に努めます。

3. 通所介護事業（通所介護だいせん）

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態・要支援状態の利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう食事や入浴、日常生活上の支援を行います。

家族、本人からの相談に応じ、心身機能の維持・回復のための機能訓練を実施します。

地域包括支援センター・保健・医療・リハビリテーション・福祉サービスとの連携を図り、住み慣れた地域で生活が継続できるように、総合的なサービスの提供に努めます。

地域密着型通所介護事業（地域密着型通所介護ほほえみ）

少人数でゆったりとした家庭的な雰囲気の中で、要介護状態等の利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、一人一人に焦点を当てたサービスを行い、必要な日常生活の支援（食事・入浴・レクリエーション）や機能訓練を実施し利用者の心身機能向上と利用者の家族の負担の軽減を図ります。

1. 居宅介護事業・移動支援事業（支援訪問だいせん）

障がい者が、健康的かつ精神的に安定した日常生活を営むことができるよう、利用者の置かれている環境を理解し「自立支援」を目標に、身体介護や生活援助等を行います。
また、関係機関との連携を図り、迅速で的確なサービス提供に努めます。

2. 生活介護(基準該当)事業（支援通所介護だいせん）

障がいのある利用者が食事・入浴等の介護を受け、日常動作訓練を実施し、機能向上のための支援を行います。
また、通所介護事業（介護保険事業）と一体的に運営する事により、高齢者と障がい者の交流にもつなげていきます。

3. 特定相談支援事業（サポートセンターだいせん）

アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービスが提供される体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題など必要な情報提供や助言を行います。また、関係機関と連携を図りながらインフォーマルな支援を含めたサービス等利用計画を作成し、利用者が安心して自立に向けた生活が送れるよう支援します。
障害のある人が、地域において自立した生活又は、社会生活を営むことができるよう一般相談を実施していきます。